

また、「市」としては、予約契約に関しては、法的に瑕疵がなければ、見守る方向とのことでもあった。次に、「公社」に対しては、予約契約の事実関係を確認し（別紙事実関係情報は間違えないとのこと）、「市」と同じ質問をする（同じく納得する回答は得られず）と伴に、契約書の中で営業時間に関する項目を入れた契約は出来ないかと問うと、「公社」は、土地をベルマーレに賃貸しているだけで、営業時間に関しては、「公社」として契約書に記載することは出来ないとの回答でありました。また、面談後日、「公社」からベルマーレへの営業終了時刻 22 時 30 分を 20 時までに変更できないかの問いに対しても、20 時に変更は出来ないとの回答の連絡がありました。

ベルマーレは、平成 26 年 4 月より、日曜祝祭日関係なく 365 日、終日 22 時 30 分までの営業を実施することになります。藤沢市民の福祉の増進を図る「公社」や、みんなの街を住みよく幸せな街にすることを掲げる「市」が、第一種住居地域を「住居」としてではなく、近隣の住宅街まで悪影響(健康を害する恐れがあり)を与えると予測されるフットサル施設を作るための賃貸し（法律違反でわないが）する場合は、市民の健康や福祉を守るために、営業時間に関する項目を、当然契約書に条項とするべきであります。なぜ、「公社」は、この時間の項目を考えなかったのか理解に苦しみます。「公社」の遊休土地等を、有効活用することが必要であるのは市民として、理解をしております。ただ、今回の「予約契約」は、資産ゼロで、多額の債務超過額（平成 25 年 3 月 31 日現在の債務超過額 4,288 万 6,198 円）を抱える、平塚市の NPO 法人の救済のためと思えてなりません。なお、横浜市における、(仮称)東急嶮山スポーツカーデニリモデ事業で、各自治会意見書に対する東急の回答内容のやり取りの中に、騒音問題に関して、フットサルコート（A-コート）の営業時間が 23 時より 21 時へ変更した例がございますので、ご参考までに添付いたしました。

私達は何としても今のこの住環境を、これ以上悪化するのを防がなければならいと考えております。

藤沢市議会の議員各位の見識を仰ぎ、今回の「公社」や「市」の決定が正しい判断であったかを審査して頂くと伴に、フットサル施設の営業時間の終了時刻を 20 時に変更を、嘆願する次第です。

以上

添付書類：「事業用借地権設定予約契約書の事実関係情報」